

# 練馬区環境基本計画の改定について

## I 根拠法令

- 環境基本計画策定の根拠法令  
**練馬区環境基本条例第9条第1項**  
環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画を定めなければならない。
- 基本計画で定める事項  
**練馬区環境基本条例第9条第2項**
  - 環境の保全に関する目標
  - 施策の体系、方針および推進方法
  - 環境の保全に関する重要事項

## II 計画の位置づけ

ランドデザイン構想

第2次みどりの風吹くまちビジョン

整合

練馬区環境基本計画（現行計画 平成23～31年度）

地球温暖化対策地方公共団体実行計画

【体系化を図る個別計画】

- みどりの総合計画
- エネルギービジョン
- 第4次一般廃棄物処理基本計画

【関連計画】

- 都市計画マスタープラン
- 自転車利用総合計画
- 景観計画 等

## III 望ましい環境像に向け、5つの分野別の基本目標を位置づけます

### 案

